

## 東久留米市地域包括支援センター運營業務委託に係るプロポーザルの実施について

### 1 公募の目的

地域包括支援センター（以下、「センター」という。）は、地域住民の健康の保持や生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする機関であり、東久留米市では、3つの日常生活圏域ごとにセンターを設置しています。

本公募は、西部圏域に設置しているセンターについて、令和7年3月31日をもって現受託法人による受託が終了するため、センターの運營業務の受託を希望する法人を募集するものです。

センターは、地域の関係者とのネットワークの下、総合相談支援などの包括的支援事業や介護予防支援等の支援を行うとともに、こうした取組を通じて市と一体となって地域課題の把握やその対応策の検討等を行うことが求められ、その業務には、本市の状況や制度への理解、課題解決能力及び専門性が必要とされます。

そのため、業務に対する企画提案の内容や実績、専門性等価格以外の要素が重要となり、価格のみによる競争入札には適さないため、候補者を広く募集し、効率的かつ効果的にセンターを運営できる事業者を選定することができる公募型プロポーザル方式とするものです。

### 2 業務概要

#### (1) 件名

東久留米市地域包括支援センター運營業務委託

#### (2) 業務内容

介護保険法（平成9年法律第123号）に規定するセンターの運営に関する業務等  
（「東久留米市地域包括支援センター運營業務委託仕様書」のとおり）

#### (3) 契約期間

契約確定の翌日から令和8年3月31日まで

開設準備期間：契約確定の翌日から令和7年3月31日まで

業務実施期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

なお、運営状況が良好と認められる場合は、双方合意のもと契約を更新することができる。

#### (4) 募集圏域

圏域	担当地域	65歳以上人口※
西部	前沢4・5丁目、滝山、下里、柳窪、野火止、八幡町、弥生	13,397人

※令和6年8月1日現在

### 3 公募資料

別紙のとおり